

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故等番号 | 2012広第80号 |
| 事故等種類 | 運航阻害 |
| 発生日時 | 平成24年1月13日 13時00分ごろ |
| 発生場所 | 島根県海士町知々井岬南方沖 知々井岬灯台から真方位178° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯36° 01.0′ 東経133° 09.3′） |
| 事故等調査の経過 | 平成24年5月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | 漁船 第十千鳥丸、179トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | SN1-178（漁船登録番号）、有限会社共幸水産 |
| 乗組員等に関する情報 | 機関長、五級海技士（機関） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 主機の接続棒に曲損、ピストンピン軸受メタルに焼損及びシリンダヘッドに亀裂 |
| 事故等の経過 | 本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、風力5～6の風を左舷から受けながら、主機の回転数毎分600、速力約11ノットで北北西進中、平成24年1月13日13時00分ごろ、知々井岬灯台から真方位178° 3.5M付近において、主機の排気が黒煙化するようになった。 本船は、減速して自力で島根県西ノ島町浦郷港に帰港したのち、島根県松江市所在の造船所に入渠して修理工事を行った。 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5～6 海象：波高 約2.0m |
| その他の事項 | 本船は、造船所で主機を開放して点検したところ、次のことが分かった。 （1） 2番シリンダの接続棒幹部曲損 （2） 3番シリンダのピストンピン軸受メタル焼損 （3） 5番シリンダのシリンダヘッド触火面（シリンダライナとの段付き接触部）亀裂 主機は、本インシデント発生時、船体左舷から強風を受け、急激な加速や減速を繰り返していた。 |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | 不明 |
| 船体・機関等の関与 | あり |
| 気象・海象の関与 | 不明 |

| | |
|------------------|---|
| <p>判明した事項の解析</p> | <p>本船は、知々井岬南方沖を北北西進中、主機のシリンダヘッドに亀裂を生じたことから、燃焼が不安定となって接続棒に曲損を、ピストンピン軸受メタルに焼損をそれぞれ生じ、主機の通常運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>主機シリンダヘッドの亀裂は、船体左舷から風力5～6の風を受けて加速や減速を繰り返し、過大な熱負荷を受けたことにより発生した可能性があると考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本インシデントは、本船が、知々井岬南方沖を北北西進中、主機のシリンダヘッドに亀裂を生じたため、燃焼が不安定となって接続棒に曲損を、ピストンピン軸受メタルに焼損をそれぞれ生じ、主機の通常運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p> |
| <p>参考</p> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強風を受けながら航行する場合は、主機に過大な熱負荷がかからないよう、減速して航行すること。 |